



中部運輸局自動車交通部

令和7年1月31日 14:00発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
久世、猪飼、宗宮 TEL 052-952-8082
福井運輸支局 輸送・監査担当
加藤、浅沼、高間 TEL 0776-34-1602

乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、下記のとおり車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所名

事業者名 : 福鉄商事 株式会社 (代表者: 村田 治夫)
住 所 : 福井県越前市北府2丁目6番4号
営 業 所 : 武生タクシー今立営業所
(福井県越前市粟田部町32-19-1)

2. 行政処分等の概要

処 分 日 : 令和7年1月31日
処分内容 : ① 事業用自動車の使用停止処分 10日車
(1両を10日間)
② 文書警告

3. 監査端緒

長期監査未実施であったことから、福井運輸支局が当該事業者に対して監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 営業所において、運賃及び料金並びに運送約款を公示していなかった。
(道路運送法第12条第1項)

- (2) 営業所において、次に掲げる事項を公示していなかった。
- ・ 事業者及び営業所の名称
 - ・ 営業所に係る運行系統
 - ・ 運行系統ごとの運行回数
 - ・ 始発及び終発の時刻
 - ・ 運行間隔時間並びに他の営業所及び主な停留所への運行所要時間
- (道路運送法第12条第2項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第5条第1項第1号及び第2号並びに第3号)
- (3) 事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。
- (道路運送法第16条第1項)
- (4) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
- (道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 : 1点
当該事業者が付された累積違反点数 : 1点

以上